

「技能講習免除者」について

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」により銃刀法第5条の5に規定の技能講習が免除される者については次のとおりですので、猟銃等の所持許可及び更新申請の際には所定の手続きを行ってください。

記

1 対象者（免除されるのは次のいずれかの方です。）

- (1) 鳥獣被害対策実施隊員（市町村長が指名・任命）
- (2) 被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲従事者（従事者証を交付）

※ 免除になるのは、捕獲に使用する種類の猟銃の申請のみです。

2 免除者となる条件

- (1) 申請する日前1年以内に、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等を1回以上していること。
- (2) 同日前3年以内の銃刀法第10条の9第1項の指示処分を受けたことがなく、かつ、現在も受けるべき事由がないこと。

3 申請時に必要な書類

- (1) 上記1の(1)の隊員、または(2)の従事者等であることを証明する書類
 - ・ **任命書**や有害鳥獣捕獲の**従事者証**などです。
 - ・ 申請日に有効なものに限る。
- (2) 上記2(1)に該当することを証明する書面
 - ・ 市町村長が発行する「**対象鳥獣捕獲等参加証明書**」
- (3) 上記2(2)に該当することを**誓約する書面**

4 受付け期間

- ・ 鳥獣被害対策実施隊員は、当分の間
- ・ 有害鳥獣捕獲従事者は、**平成33年12月3日まで**